げる申出をした」に改め、同条第五項中「並びに第百十七条の二から第百十八条の三まで」を「、第百十七条の二から第百十八条の三まで並びに第百十八条の四第一項」に改め、同条第六項中「第六十五条の二第二項（同法第八十八条の二の二第三項」を「第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項」に、「第五項」を「前項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改め、同条第八項中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に、「第七十一条第一項及び第七十二条」を「第七十一条第一項」に、「第六章（第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。）」を「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条まで」に、「並びに第百十三条」を「、第百十三条並びに第百十八条の四第四項」に、「、この法律に基づいて発する」を「、この法律に基づく」に、「及びこの法律に基づいて発する」を「及びこの法律に基づく」に、「第六十五条の三第三項」に、「及び第六十五条」を「、第六十五条及び第六十五条の三第三項」に改め、「書類を含む。）」と」の下に「、同法第百十八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と」を加える。

第九十二条第一項中「第三十一条」の下に「、第三十二条、第三十三条」を加え、「及び第三項」を「及び第四項」に、「医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育」を「船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備」に、「の定める事項」を「で定める事項」に、「安全及び衛生に関する教育その他の派遣船員」を「派遣船員」に改める。

第十五条　船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項中「の規定（同項）」を「及び第百十三条第二項の規定（これらの規定」に改め、「。次項において同じ」を削り、「同条第一項」を「同法第八十一条第一項」に、「「その他の」を「その他の」に、「とする」を「と、同法第百十三条第二項中「船舶所有者（」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含み、」と、「船舶所有者を」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）を」とする」に改め、同条第三項中「の規定」の下に「（同項に係る罰則の規定を含む。）」を加え、同条第八項中「第百十三条」を「第百十三条第一項」に改める。

第九十二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「第百九条から」の下に「第百十二条まで、第百十三条第一項及び第二項、第百十四条から」を加え、「第百十三条」を「第百十三条第一項及び第二項」に改める。

第十六条　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　各庁の長は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

（国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部改正）

第十七条　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「且つ」を「かつ」に、「第四十七条」を「第四十七条第一項及び第二項」に、「外」を「ほか」に改める。

第六条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「船舶の」を「送還費を負担した」に、「船舶所有者をいう」を「船舶所有者をいい、同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「基く」を「基づく」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十七号の次に次のように加える。

百三十七の二　船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録		
船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から発効日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百三十七号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号中「船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、「船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）附則第七条第一項（登録検査機関の登録）の規定による登録」とする。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八十八条の二の二第三項及び」を「第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「第三十一条」の下に「、第三十二条、第三十三条」を加え、「及び第三項」を「及び第四項」に改め、「第百十二条」の下に「、第百十三条第一項及び第二項、第百十四条」を加え、「医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育」を「船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備」に、「の定める事項」を「で定める事項」に、「安全及び衛生に関する教育その他の船員労務供給」を「船員労務供給」に、「第百十三条第一項」に改め、「労働協約」と、」の下に「同項及び同条第二項中」を加える。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十四条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十九号中「及び」を「、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　羽田雄一郎
防衛大臣　森本　敏
内閣総理大臣　野田　佳彦